令和８年度　エシカル消費実践キャンペーン企画運営業務の公募型プロポーザル募集要項

本県において、SDGs 達成に貢献する「エシカル消費」の認知度向上と実践促進を図るため、キャンペーンによる年間を通じた継続的な啓発を実施します。
この業務を実施する事業者を次のとおり募集します。

１　業務概要

（１）業務名
令和８年度　エシカル消費実践キャンペーン企画運営業務

（２）業務内容
詳細は別添の「令和８年度　エシカル消費実践キャンペーン企画運営業務」仕様書のとおり。
なお、ここに定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者で協議して決定する。

（３）実施主体
徳島県生活環境部消費者政策課

（４）履行期間
契約締結日から令和９年３月１２日（金）まで

（５）見積限度額
１，５００千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

（６）スケジュール

令和８年３月１３日（金）	公募開始
令和８年３月２７日（金）午後５時まで	参加申込締切
令和８年３月３０日（月）	事業説明会
令和８年４月　２日（木）午後５時まで	質問受付締切
令和８年４月１４日（火）正午まで	企画提案書等提出締切
令和８年４月下旬	審査委員会 プレゼンテーション開催
令和８年４月下旬	審査結果通知
令和８年４月下旬	契約
令和９年３月１２日（金）	履行期限

２　参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者。

（１）次のアからサまでのいずれの事項にも該当しないこと。

ア　地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４の規定に該当する者。

イ　地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して２年を経過しない者。

ウ　徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者。

エ　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から５年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体。

オ　会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成１６年法律第７５号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。

カ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和２２年法律第５４号)第３条又は第８条第１項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者。

キ　徳島県の県税(法人事業税・法人県民税等)、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者。

ク　労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。

ケ　役員(法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体。

ａ　成年被後見人又は被保佐人

ｂ　破産者で復権を得ない者

ｃ　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

コ　特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者。

サ　選定委員会の委員が自ら主宰し、役員若しくは顧問として関係し、または所属する法人その他の組織である者。

（２）　１の(６)で示す事業説明会に参加していること。

３　提出書類等

（１）提出書類

ア　参加申込書（様式第１号）　１部
イ　誓約書（様式第２号）　１部
ウ　参加団体の概要・業務実績（様式第３号）　１部
エ　法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書原本）　１部
　　個人事業主の場合は開業届のコピー　１部
オ　直近の事業年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書または
　　はこれに類するもののコピー　１部
カ　直近の納税証明書（国税・県税※）の原本または電子納税証明書　１部
　　※「県税すべてに未納がないことの証明」
キ　企画提案書（様式第４号）　１０部
ク　見積書（様式第５号）　１０部（正本１部、副本９部）
ケ　参考資料（類似業務実績の写真、動画など、企画提案内容を補足する
　　資料）　任意（提出する場合は１０部）
※　ウの業務実績については、過去５年間の主要な実績を記載すること。
　　実績の事例が多い場合には、必要に応じて様式を変更すること。

（２）提出期限等

○参加申込：提出書類（ア、イ、ウ）
　提出期限：令和８年３月２７日（金）午後５時必着
○企画提案書等提出：提出書類（エ、オ、カ、キ、ク、ケ）
　提出期限：令和８年４月１４日（火）正午必着
　提 出 先：〒770-8570　徳島市万代町１丁目１番地
　　徳島県生活環境部消費者政策課
　　消費者行政推進担当
　提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）

（３）その他

参加申込書提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式第６号）を令和８年４月９日（木）正午までに提出すること。

４　対象となる経費

（１）事業実施に係る経費
（２）広報に係る経費
（３）記録に係る経費
（４）人件費
（５）一般管理費（事業を行うために必要な経費の中で、証憑による照合が困難な経費（当該事業とその他との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において、一定割合支払を認められる間接経費）
（６）その他事業実施のため必要と認められる経費（ただし、不動産の購入、修繕経費(土地建物）や、汎用備品等の機械・器具購入費、その他事業計画と関連性がない経費は対象外）
（７）その他

ア　対象経費は、他の経費と区分して整理すること。
イ　業務に要した経費は、領収書等で確認できること。
ウ　総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類及び労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿、業務日誌等の事業の実施状況が確認できる書類を整備し、令和１４年３月３１日まで保存すること。

5　応募に関する留意事項

（１）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

（２）提出された企画提案書、その他書類は、返却しない。

（３）無効となるプロポーザル

ア　企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
イ　企画提案書に提案と関係ない事項の内容が記載されているもの。
ウ　許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
エ　虚偽の内容が記載されているもの。
オ　会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至ったもの。
カ　審査の公平性を害する行為があったもの。
キ　その他、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会の委員長が失格であると認めたもの。

（４）応募は１参加者につき１件とする。

（５）提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。
ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

（６）提出された企画提案書は、情報公開の対象となり得る。

（７）提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

（８）原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

（９）提出する資料に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）の定める単位とする。

6　質疑応答

（１）質問の受付期間

令和８年３月１３日（金）から同年４月２日（木）までの
午前９時から午後５時まで（土日祝は除く）

（２）質問の提出方法

当該募集に係る質問は、質問書（様式第７号）により、電子メールで提出すること。
なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

メールアドレス：shohishaseisakuka@pref.tokushima.lg.jp
電　話　番　号：088-621-2175（消費者政策課）

（３）質問の内容

原則として、当該業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や見積額に関する内容等は受け付けない。

（４）質問に対する回答

質問者に対して電子メールにより、令和８年４月６日（月）までに回答するほか、県ＨＰ上に掲載する。

7　審査基準等

（１）審査の方法

提出された企画提案書をもとに、当該委託業務の審査委員会において、プレゼンテーションによる審査で最優秀提案者を選定する。審査においては、評価の採点において基準点を満たし且つ上位の者を、契約の相手方の候補者とする。なお、提案者が１者であった場合は、企画提案書の適否を評価することとし、必要に応じ提案者に説明を依頼する。

ア　プレゼンテーション審査に参加する提案者には、日程ほか別途通知する。

イ　プレゼンテーションを行う者は、１者あたり３名までとする。

ウ　プレゼンテーションに当たっては、補足資料を用いて行うことも可能であり、その場合は１０部用意することとする。

エ　プレゼンテーション審査に遅刻した場合は、応募辞退とみなす。

オ　提案者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

（２）審査基準

審査委員が次の評価基準に基づき採点を行い、各委員の採点の合計点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。また、合計点が同点となった場合及び、合計点が最も高い事業者と半数を超える委員が最も高く採点した事業者が異なる場合は、審査委員の協議により決定することとする。なお、合計点が最も高い場合又は提案者が１者であった場合においても、その合計点が全体の６割以上ではない場合は、最優秀提案者として選定しない場合がある。

評価項目		評価内容・視点等	配点
企画への理解	企画方針・内容	エシカル消費実践キャンペーンという特性を理解した上で、消費者の好奇心や興味を引き出すための具体的な提案がなされているか。また、より多くの消費者が参加するための工夫がなされているか。	20
提案概要	実施体制	業務の円滑な実施に向けた全体計画の提案がなされているか。事業実施に向けて十分な人員体制・人材の確保がなされているか。	10
	スケジュール	事業実施のために必要となる項目及びそのスケジュールがしっかりと計画されており、それが無理のあるものとなっていないか。	10
金額		事業の実施に係る見積金額は妥当なものとなっているか。	10
業務実績		事業実績の規模や内容が分かりやすく提示されており、本事業を実施する上で十分な実績を有しているか。	15
広報		本事業の内容を県民等に周知し、多くの消費者の参加が期待できる効果的な提案がされているか。	20
独自の提案		事業の実施目的を満たすための工夫、提案がされているか。	15
合計点			100

（３）審査結果の通知及び公表

審査結果は審査後、速やかに提案者に通知するとともに、最優秀提案者の名称等を県ＨＰ上で公表する。

（４）審査の経緯は公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

８　契約の締結について

（１）提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまで契約関係を生じるものではない。また、業務の実施に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、選定後に契約予定者と県が協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。

（２）契約予定者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

（３）県との協議が整った場合は、契約予定者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、委託契約を締結する。

（４）委託契約にかかる委託料は、必要な場合、前金払いを可能とする。

（５）本業務を実施する上で、必要な資料、画像、映像等について、委託者から受託者に提供するものとする。受託者は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。

（６）本業務の実施にあたり、県は委託契約期間の間、随時、業務の進捗状況及び経費の執行状況について、受託者に報告を求めることができるものとし、その状況に応じて業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。

（７）受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。但し、委託者の許可を得た場合はこの限りではない。

（８）本業務の遂行により生じた著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条に規定するこれらの権利）はすべて県に帰属する。

（９）本事業の終了後、受託者から提出された実績報告書に基づき、必要に応じて調査を行い、支払額を確定する。支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合がある。

（10）受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年１２月２３日徳島県条例第５５号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。